の号において同じ。）の収容定員（昼間又は夜間において授業を行う学部、学科又はこれらに準ずるものが通信教育を併せ行う場合の当該通信教育（以下この号において「併設通信教育」という。）に係る収容定員を除く。以下この号、次条第六項及び附則第三条第三項において同じ。）の充足率（五月一日現在における収容定員の数に対する当該大学等に在学する学生等（併設通信教育に係る学生等を除く。）の数の比率をいう。次条第六項及び附則第三条第三項において同じ。）が次の⑴又は⑵に掲げる大学等の区分に応じ、それぞれ⑴又は⑵に定める割合以上であること。

⑴・⑵　［略］

（大学等の確認要件の特例）

**第四条**　［略］

2・3　［略］

4　確認大学等のうち、前条第二号ハに該当しない大学又は高等専門学校が、同号イ又はロのいずれかに該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該大学又は高等専門学校は前条第二号の基準に適合したものとみなす。

一　次のイ及びロのいずれにも該当する場合

イ　直前の年度に当該大学（別科及び専攻科並びに大学院を除く。）又は高等専門学校（専攻科を除く。）を卒業した者のうちに大学（別科を除く。）、高等専門学校又は専門学校に進学した者及び就職した者が占める割合が九割を超える場合

ロ　前条第二号ハの規定により算出した直近の年度の収容定員の充足率が五割以上である場合

二　地域の経済社会において重要な役割を担う専門的な知識又は技術を有する人材の養成を行うものとして文部科学大臣が認める場合

5　確認大学等のうち、前条第二号ハに該当しない専門学校が、同号イ又はロのいずれかに該当し、かつ、地域の経済社会において重要な役割を担う専門的な知識又は技術を有する人材の養成を行うものとして法第三条第一項に規定する文部科学大臣等（以下単に「文部科学大臣等」という。）が認める場合には、当該専門学校は前条第二号の基準に適合したものとみなす。

6　法第十三条第一項の規定により確認（法第三条第一項の確認をいう。以下単に「確認」という。）を取り消された大学又は高等専門学校（現に確認大学等であるものを除く。）のうち、前条第二号ハに該当しないものが、同号イ又はロのいずれかに該当し、かつ、直前三年度のいずれの年度においても、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、前条第二号の基準に適合したものとみなす。

一　当該大学（別科及び専攻科並びに大学院を除く。）又は高等専門学校（専攻科を除く。）を卒業した者のうちに大学（別科を除く。）、高等専門学校又は専門学校に進学した者及び就職した者が占める割合が九割を超える場合

二　当該大学又は高等専門学校の収容定員の充足率が六割以上である場合

（確認の申請等）

**第五条**　大学等の設置者は、確認を受けようとするときは、当該確認を受けようとする年度の五月初日から六月末日までに、文部科学大臣等に対し、様式第一号及び様式第二号の一から様式第二号の四までの申請書（以下「確認申請書」という。）を提出するものとする。

［ロを加える。］

⑴・⑵　［同上］

（大学等の確認要件の特例）

**第四条**　［同上］

2・3　［同上］

4　確認大学等のうち、前条第二号ハに該当しない大学又は高等専門学校が、同号イ又はロのいずれかに該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該大学又は高等専門学校は前条第二号の基準に適合したものとみなす。

一　直前の年度に当該大学（別科及び専攻科並びに大学院を除く。）又は高等専門学校（専攻科を除く。）を卒業した者のうちに大学（別科を除く。）、高等専門学校又は専門学校に進学した者及び就職した者が占める割合が九割を超える場合

［イを加える。］

二　前条第二号ハの規定により算出した直近の年度の収容定員の充足率が五割以上である場合

5　確認大学等のうち、前条第二号ハに該当しない専門学校が、同号イ又はロのいずれかに該当し、かつ、地域の経済社会において重要な役割を担う専門的な知識又は技術を有する人材の養成を行うものとして法第七条第一項各号に掲げる者（以下「文部科学大臣等」という。）が認める場合には、当該専門学校は前条第二号の基準に適合したものとみなす。

［項を加える。］

（確認の申請等）

**第五条**　大学等の設置者は、法第七条第一項の確認（以下単に「確認」という。）を受けようとするときは、当該確認を受けようとする年度の五月初日から六月末日までに、文部科学大臣等に対し、様式第一号及び様式第二号の一から様式第二号の四までの申請書（以下「確認申請書」という。）を提出するものとする。